

## 別紙標準様式（第7条関係）

## 会議録

会議の名称	第3回 総合文化施設設計事業者選定審査会
開催日時	平成26年11月6日（木） 17時00分から 18時30分まで
開催場所	別館4階 特別会議室
出席者	会長：吉村委員、副会長：岸田委員、 委員：荒起委員、伊木委員、梅宮委員、林委員
欠席者	猪井委員
案件名	1. 評価基準の決定について 2. 募集要項の決定について 3. その他
提出された資料等の名	資料1（仮称）枚方市総合文化施設設計事業者選定に係る公募型プロポーザル評価基準（案） 資料2（仮称）枚方市総合文化施設設計事業者選定に係る公募型プロポーザル募集要項（案） 参考資料1 総合文化施設のプロポーザル方式による設計事業者選定についての意見 参考資料2（仮称）枚方市総合文化施設設計事業者選定に係る公募型プロポーザル様式集 参考資料3（仮称）枚方市総合文化施設設計業務委託仕様書（案） 参考資料4（仮称）枚方市総合文化施設設計事業者選定に係る公募型プロポーザルヒアリング実施要領（案） 参考資料5 第2回総合文化施設選定審査会で出された主な意見とその対応 参考資料6 第2回総合文化施設設計事業者選定審査会 会議録（案）
決定事項	・評価基準と募集要項について審議会の意見をまとめ、市に答申することとした。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第6条第6号及び7号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表 （公表時期は最優秀設計事業者選定後）
傍聴者の数	— 人
所管部署（事務局）	地域振興部文化振興課

## 審議内容

会長 本日出席予定の委員の皆様が全員お揃いですので、定刻より少し早いですが、第3回総合文化施設設計事業者選定審査会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。本日もよろしく願いいたします。

なお、会議録作成にあたりまして、会議内容の録音を認めたいと思いますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

本日は、午後6時半をめぐりに審議を終えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から委員の出席状況や配布資料の説明をお願いいたします。

事務局 委員の皆様の出席状況について、ご報告いたします。現在の出席委員は6名で、委員7名の2分の1以上となっておりますので、枚方市附属機関条例第5条2項により、会議が成立していることをご報告いたします。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、まず次第、資料1 評価基準、資料2 募集要項案、参考資料といたしまして、1 総合文化施設のプロポーザル方式による設計事業者選定についての意見、参考資料2といたしましては、枚方市総合文化施設設計事業者選定にかかる公募型プロポーザルの様式集、参考資料3といたしましては、設計業務委託仕様書案、参考資料4といたしましては、プロポーザルヒアリング実施要領案、参考資料5でございますけれども、第2回の審査会で出された意見とその対応、参考資料6といたしまして会議録の案となっております。不足等ございませんでしょうか。会長お願いいたします。

会長 それでは案件に入る前に事務局より報告があると伺っておりますので、お伺いしたいと思います。

事務局から  
参考資料1「総合文化施設のプロポーザル方式による設計事業者選定についての意見」を説明。

会長 それでは案件に移らせていただきます。案件1 評価基準の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局から  
資料1「評価基準(案)」に基づき、説明。

会長 ただいま事務局から評価基準案についての説明をいただきましたが、本日は前回から見直した箇所を中心に審議を進めたいと思います。

まず5ページの定性審査の配点基準についてですが、前回の審査では、評価のメリハリを設ける配点にすることから、D 評価を 0.2 とすることを確認しましたので、この点は前回の審議結果のとおりで結構かと思います。

次に評価項目の主なテーマについて、6ページをお開きください。6ページの二次審査の評価項目についてですが、前回に、審議を重ねた点を確認したいと思います。

提案項目は、大きく分けて、4つのテーマとその他の提案の合計5項目とすることは決定しました

が、それぞれの項目をどのような観点から技術提案していただくかを再確認したいと思います。

まず、施設計画についてですが、6ページの左の表です。施設計画ですが、ホールは、特殊性が高い設計になりますので、きちっと音響計画や舞台計画をまとめあげていく必要があります。そこで、一つ目のテーマでは、設計者には施設整備の4つの方向性を実現するために、どのような施設構想を形にしていくかを問うことにします。

二つ目のテーマでは、前回、委員からご意見いただきました、設計者が枚方市の文化芸術活動の概要や状況を理解したうえで、枚方市にとってふさわしいホールの設計者であることを見極める項目となっています。

三つ目のテーマでは、施設のそのものの存在、さらには施設で行われる素晴らしい音楽や舞台の演目が、枚方市全体の魅力を高める象徴としての考え方を問うものとなっております。

以上の点につきまして、特にホール関係の委員にご意見をお伺いしたいと思います。

委員 文章の読み方によってはなかなか読み取りにくいんですけども、一応これでよいのではと思っています。「機能と環境」としたのは、一般の環境ではなくホールに対する環境という意味で、全体の舞台音響だとか、舞台照明とかだけではなくて、ホールのソフトとハードとの関係をちゃんと考えてほしいということで、入れさせていただいた。これは解釈が難しいかもわかりませんが、どうですか。

委員 私は2番目の項目は進化してまとまったんじゃないかと思っています。1番目の項目は、いい書きぶりではあるんですけども非常に普遍的な内容であって、別に枚方市内でなくても、どこのホールへ行っても、あてはまるような表現なんです。

我々が求めているのは、こここのまちのアイデンティティーとか、そのために今まで文化芸術振興条例も作ったうえで、その前文の枚方のまちの文化的なアイデンティティーを明らかにしたうえで、この計画にかかっていますので。読み取れる術は設計事業者の側にもあるはずなんで、この項目は極めて大事だと思うし、委員がまとめられているこの表現も、私はこれでいいと思います。

会長 先ほど参考資料1として配っていただいた平田オリザ先生のご意見の星の2つめですけども、これは結構大事ことかなと思ったので、この場で確認させていただきたいんです。枚方は40万都市なので、単なる貸し館でいいわけじゃないと。市民利用もあるが、巨大な公民館を作るわけではないので、明確な打ち出しが必要ということですが、これについては100%貸し館にするのか、市民の団体を育てていくホームベースとして位置付けるのかというのは、それも提案に入れるのか、実は市としてこういう考えがあるのかというのを、一度確認させていただきたい。

事務局 前回もちょっと申し上げたんですけども、これから施設の運営計画を作っていく段階なのですが、私どもとしましては、108億円という資金を投入して建設するというのもございますし、単なる現在の市民会館大ホールの建て替えではない。市民の方にももちろん使っていただくんですが、一番目の指摘にありますような、ここを拠点に創造発信事業に取り組んでいくということを中心にやっていきたいと考えております。

会長 それはこの施設整備計画にも書いてある。

事務局 そうですね。

委員 枚方市の文化芸術拠点にふさわしいホール機能という部分で、単なる集会所ではないという意図は十分表現できていると思いますし、自ら拠点になろうということは、創造発信をしないとできない行為なので、そういう意味では、短い表現ですけども、結構意図は盛り込まれているんじゃないかと思います。

会長 実際にどれぐらいの活動があるんでしょうか。これでまた誘発されて、新しい活動が生まれていく

というのももちろんあると思うんですが。

事務局　むしろこれまでの市民会館では、機能の部分などでできなかったようなことを積極的にやっていきたいということがあります。

最近よく複数のホールが連携して一つの舞台を作り上げる巡回公演があるんですけども、そういうこともやっていきたいですし、文化芸術の拠点ということは、当然そうなんですけれども、市駅前に立地するということで、このホールを一つの拠点に40万都市の玄関口にふさわしい賑わいも生み出していきたいということもございます。

もちろん市民の方にも利用していただいて、親しんでいただく。他市の方も足を運んでいただけるような魅力のある施設、魅力のある事業展開を行っていきたいと考えています。

委員　平田先生のおっしゃっている最後の星は、国ベースの助成金というか、文化庁ベースの助成金というのは、基本は施設にはつかず、事業をやることでつくということをおっしゃっているので、自ら自主事業等で創造発信していかないと、最後の星をとれないということがあります。

今回は、市の側が、施設計画にこれを文化芸術拠点にしていこうと表現しているのですから、それは含まれると考えたらいいのではないかと思います。

会長　プロポーザルとは別の話ですが、館長を中心とするスタッフの資質の問題はどうでしょうか。

委員　一般的なことなんですけど、2番目に書いていることがかなり大きい意味を含んでいますので、そこを十分よく理解してもらえたらいいのではないのでしょうか。そこで文化の創造力、あるいは発信力、特にこの発信力がないと、貸し館だけでは情報発信は出来ませんので、創造して発信していくところ。これは、この2のところに含まれているところを十分理解していただけたらと思うんです。

それともう一つ、40万都市のシンボルというところが、あるいは枚方市の価値を高めるという表現がわかるかなというか、これを十分に理解してもらえたらと思うんですけども、これをもうちょっとかみくだくというか、内容はいいと思うんですが。

私は2のほうの主文化性といいますか、文化の拠点としての能力という点だとしたら、3番目のほうはむしろ集客力といいますか、集客的な魅力を問うものだと思います。

いくら高度な文化情報を発信してもお客さんがたくさん来てもらえないと意味がないので、そういう意味ではこの枚方市の価値を高めるということだと思います。この内容は、市域はもちろんですが、より広域に、枚方市外からも多くの人に来ていただける、そういう魅力を持つ施設であってほしいと、私の解釈としてはそういうことなんです。そういう集客的な魅力というような表現が入るとわかりやすいのではないかと思います。

委員　おっしゃるとおりだと思うんですが、一つはこの施設の建設計画とは別に、ソフトのランニングの問題であると思うんです。ただ施設自身がお客様の来やすさみたいなものをどこかで表現できるような施設であるという意味においては、委員のおっしゃるようなことを、ここから読み取つたらいいのかなとは思いますが。

これは、ある意味では施設の威信価値みたいなことを言いたいのかなと、ふさわしい価値というのか、そういうことなのかなと私は思っています。

会長　2つめと3つめは、きれいになかなか仕分けできません。

委員　表現が難しいですけど、でもやっぱり2つ、両方いるかなと思います。

委員　枚方市にふさわしいのは何なのかというのは、これは難しいです。ただそれをちゃんと読み解いてほしいという宿題だという意味では、このままでいいのかなと思います。

会長　事務局が思っておられるのと、外から見ているのと、ちょっと違っているほうが面白いかもしれま

せん。こういうふうに見られているのかと。

委員 これは面白い宿題だと思います。

会長 先ほどの話で、たった2行の数十字の中に、実はいろんな意味が込められていると。それをどれだけ読み解く能力があるかということも見てみたい。だからあまり具体的に書かないほうがプロポーザルとしては面白いのかなという気がしますが、副会長はいかがですか。

副会長 弁護士から言うと読み取ってくれという発想があまりなくて、ちゃんと明確に伝えようということがあるんですが、難しいものだと思います。

委員 先ほど言われたように、この文章で読み取ってもらう設計事務所を選びたいですね。

それと、平田オリザさんの3番目の星なんですけれども、アウトリーチなど設計事務所が勉強しないと書けないことを示してほしいと、これはもう本当に設計事務所には勉強してもらわないといけないと思うんです、アウトリーチとかそういうものについて。でも、書き込むのがものすごく難しいです、どうい書き込みをするか。

委員 これは現代における文化芸術拠点の役割をどこまで理解しているかを問うているわけですね。

委員 それを理解してもらいたいからこの文章になってるんですね。

委員 深く勉強するとこれが入ってくるということなんですよね、ヒントをあまり与え過ぎると、逆に今度は威信価値ばかりとか、アウトリーチばかり出てくる可能性がある。これはむしろ、あえてヒントを出さずに、そこまでこれが入り込まれるような提案になるかどうかということの評価したほうが面白い。

委員 アウトリーチという行為がここの施設の中でだけ完結するものではないという意味があるので、委員がおっしゃったのは結構広いことかもしれません。この施設そのものでやるのではなくて、この施設でやるものをさらに広げようという、そういう意味でしょうから。

会長 それでは基本的には、この項目でということ、あとでもう一度時間があると思いますが、まずは施設計画につきましては、この3つのテーマです。

次に土地利用計画、専門家が不足かもしれませんが、我々で話したいと思います。

一つ目のテーマでは、駅から近い施設であるということがありますから、これからの枚方市の交通政策、市民の交通手段が変化することも当然想定されますので、その中でアクセスの利便性を十分に確保した上で、敷地を最大限活かした施設配置を提案いただくことを聞きたいと思います。

二つ目のテーマは、地区全体の憩いの空間となる、施設前広場と文化施設を一体的に利用できるように土地利用計画について問うものです。この点につきましてもご意見をお伺いしたいと思います。委員から何か追加でご意見をいただいてないですか。

事務局 特にご意見はいただいておりません。

会長 これもやや曖昧にしていますが、あまり具体的に書きすぎて逆に将来の縛りになってもいけないと思いますので、考えを問うという意味で、これでいいと思いますが、何かご意見はありますか。

委員 これでいいです。

会長 それでは土地利用計画につきましても、このテーマとしたいと思います。

次にコストの低減についてです。まず、本事業のライフサイクルコストにかかる、イニシャルコストとランニングコストの低減策について何う点と、二つ目の再生可能エネルギーなどの導入などにより、環境負荷の低減を進めつつ、更にはコストの低減につながる提案をテーマとして技術提案を求めたいと思います。この点につきましても、まず委員から。

委員 この二つ目なんですけれども、例として「再生可能エネルギーの導入」というのを挙げていただいているんですが、そのまま環境配慮にはつながらないと思ひまして特別に例示することに違和感があ

ります。もうちょっと一般的な環境への配慮としては、CO2 削減とか、省エネルギー、生物環境保全とかヒートアイランド対策、大体その3つぐらいになると思います。全部挙げるとややこしいんですが。だから、何々による、というのをもう取るとか、単に環境への配慮というふうにしてもわかるのかなと思うんですけれども。ただ、それがコストとどうつながるかというのもまた難しいので、分けたほうがいいかなと思ったんですが。

会長 これはランニングコストというか、光熱費の削減という観点でしょうか。

委員 そういうことと、あと省資源。

会長 省資源になるんですかね。使い続けないと。プリウスを3年で廃車にするみたいな。却って環境に優しくない。

委員 さっき、環境への配慮でさらにコストをリーズナブルにと、確かおっしゃったと思います。そういう書き方にしたほうがいいかもしれません。

会長 これも最近ようやく当たり前になってきたというか、書かなくても自主的にやるようになってきますし、別の基準で、キャスビーなどでものすごく縛りがあります。委員が言われたように、具体的に再生可能エネルギーだけをわざわざ書いて、そこばかりやってこられてもというのがあるので、環境への配慮によるコスト低減の考え方とか、例えば、そういうような趣旨でよろしいでしょうか。環境への配慮などによるコスト低減。

委員 コスト低減のために環境へ配慮するのではない。一本の道筋ではないわけですよ、環境に配慮した建物であって、結果的にコストが低減できる部分はそれでしなさいよと。だから、「環境への配慮によるコスト低減」とは違うのではないのでしょうか。

会長 これがコスト低減の項目なので。

委員 そうなんですよ。だから、項目がここに入るのはちょっと厳しいかな、環境への配慮がね。けどほかの箱がないですよ。

会長 放り込むとしたらこの箱しかないです。最近のコンペとかプロポーザルを見ていましたら。

委員 いま書かれている再生可能エネルギーの導入等という具体例を示すということに関してはちょっと置いておいて、この環境への配慮等というのがなかなか微妙な表現ですよ。 「による」ではなくて「&」ですよ、ここのところは。

だから、ちょっとファジーな言い方かもしれませんが、環境への配慮によるというよりも、「&」のほうが実態は表しているのかな、と思います。文章としてこれが練れた文章かどうかは難しいですけど、書き方としては「&」のほうがいいかと。

会長 そのうえに施設運営におけるランニングコスト。これを広義に解釈したら、LED を使うとかいうのも入ってしまうんですよ、それでわざわざわけて再生可能というのは、たとえば屋上にソーラーパネルをばあっと引くというイメージになります。

事務局 本市でまとめた整備計画の中に太陽光発電の導入等というふうなことを記載しておりますので、このような文言としています。当然、太陽光パネルだけではなく、省エネにつながる様々な方策があると思いますので、そのへんを意図して「等」をつけさせていただいたという趣旨でございます。

会長 たとえば、小学校ですとゼロエネルギーにするということで、夏休みとかにいっぱい発電して稼いで年間ですでゼロにするといったことが考えられますが、そういうことも考えられているのかどうか。

委員 最終的な目標はコスト低減ということですよ、それでしたら、「コストの低減にもつながる環境への配慮」の書き方でしたら、最終的にはコストなんだということが伝わるとは思いますけれども。

会長 インitialコストは増えるけれどもランニングは減る。あんまりここが乖離してもとは思わんのですけ

れども。

委員 本当にこの環境への配慮そのものが重要なテーマであるとしたら、ここに入ってくるのは確かに無理がありますよね。むしろ施設計画のところですよ、環境へ配慮した施設という。むしろ上のほうがふさわしいと思います。

会長 今はわざわざ書くほどではない、当たり前になってきているんで。

委員 コストのところ特に取り立てていうかどうかですよ。

会長 ほかに経験したプロポーザルでは、工期短縮とか、それによるコストダウンとかですね、特に学校なんか4月開校と絶対決まっているので、1か月ぐらいいは、内装の匂いを抜きたいとか、家具の搬入をしたいとかいうことで、4月開校でも2月末に竣工ということなんです。

委員 一番目の箱はちょっと厳しいのではないかと思います。一番目の箱というのは、芸術文化施設としての特殊性みたいなことを理解して設計してほしいという意味のことなので、ここに環境配慮はちょっと違う気がします。

委員 項目として入れるのはちょっと無理がある。コスト低減のための、だけど環境というのもちょっとしつくりくない部分がありますね。

会長 コスト低減は環境もありますし、先ほど言いました工期や工法の工夫とか、鉄骨にするか RC にするかとか、だからコスト低減にむけての設計上の工夫とか、環境もなにを提案してくるかも逆に任すとか。事務局としてはどうでしょうか。

事務局 環境への配慮に重きを置き過ぎて、そのためにイニシャルコストが上がったり、ということもございますので、やはり環境の配慮をすることによってコストも下がる。たとえば、委員にお教えいただいたんですが、建物の配置やデザインによって、太陽の輻射熱がうまくコントロールして室内の温度が上がって、空調コストが上がったり、そういうことを防ぐようなことも含めた省エネ方策ということもありますので、そのあたりも総合的に考えていただいて、コスト縮減にもつながっていくことが一番望ましいのではないかと考えて、このような書き方とさせていただきます。

会長 再生可能と具体的にここだけ書いているので。

事務局 さきほど委員がおっしゃっていただいた「コスト低減にもつながる環境配慮の考え方」という表現にさせていただけたらどうかと思います。

会長 それで市として、本来の意図に合っているのでしょうか。

事務局 はい。

会長 それでよろしいですか。確かに難しいですね。コスト低減というのは。

委員 ぱっとこれを読んだ時に、項目はいっぱいあるんですけど、例を挙げましたら、空調のエネルギーでガスにするか電気にするかによってどうだという検討もされて、環境とコストダウンに対して言及するとそこまで要求できるのかと思うんですけど。そんな項目がいっぱい考えられたんです。いま言われたように、屋上緑化とか、壁面緑化に対して取って来るとか、そういうことを要求しておられるのかと思ったんです。

事務局 確かにさきほど会長もおっしゃっていただいた、いわゆるキャスビー、建築物総合環境特化という制度もございますので、そのあたりを視野に入れた考え方も持っております。

会長 他のプロポーザルだとキャスビーS ランクにしますとか、はっきり書かれている場合がある。これから方法は考えるけれども、それでいくとなると、いろいろなことをしないとSは絶対無理なんです。Sにしてガラス張りの西日があたるとか、絶対にもう、工夫すれば温室みたいな。

委員 逆に言うとそれこそニシャルコストがかかることになってしまいますね。

会長 ちよつと古い施設だと、エネルギー効率とか結構光熱費がかかるのでしょうか。

委員 当時はパネルをつけたら補助金がつくからやろうと言ってコストを下げるとか、全面はできないから給湯だけにしようとか、電気よりガスのほうがいいのか検討しましたが、電気ですごくいいものが出てきていることも考えたりしました。先ほど言っていた屋上は出来るだけラフにして、空調をできるだけ低くするとか、そういう考え方を持ってきて、このぐらい書いておられるのかなど。そういう提案をどんどんしてくれたらと期待します。

イニシャルコストとランニングコストを検討して、ガラスは全部ブラインドのガラスを使っているんで、空調が安くなるけれども、初めのコストは高くなりました。対比を出してくれるような業者が決まってくればいいですね。

会長 それは、決まってから具体的に設計ベースで対応していくことができると思います。対応能力があるとか、提案能力があるかという、人を選ぶというか。事務局にもう少しお考えいただくところが残りましたが、コスト低減についてはおおむねこれで進めていくということでよろしいですね。

次に付帯民間施設の提案についてですが、総合文化施設や施設周辺の回遊性を高める、地域の活性化につながる民間施設の提案を求めますが、施設計画などの技術力の提案とは異なり、運営にかかる要素が大きいので、審査会では、各者の提案内容を評価する際の視点的なものを共有しておく必要があると思いますが、この点について委員からご意見をお聞きしたいと思います。

委員 付帯民間施設というのは、私は非常に重要な役割を持つんじゃないかと思っています。にぎわいの創出とか回遊性の向上という表現になっているんですけども、ホール等と連携してということだけではなくて、ホール、それからいろいろな周辺の施設、病院だとか福祉、ラポール、そういった周辺のいろいろな施設にまで視野を広げて、これだけだと会館の中だけの発想になりますので、少し周辺の施設等と連携してというふうに、視野を少し広げてもらいたいなと思います。

それから民間の施設になりますので、商業性といいますか、絵に描いた餅にならないように、きちっと事業者が担ってくれるかという、実現性ですね。そこが非常に重要な点で、民間施設として本当にやれるかどうかという実現性のあるプランになっているかどうかという点も大事な点だと思います。

それからあともう一つ、柔軟性です。これには二つありまして、一つは空間的柔軟性ということで、こうした施設は数年後にちよつと変えないといけないという場合が出てきますので、あまりリジッドな固定的なものでは初めに立派なものをしてあとがどうしようもないというような、そのへんのところへの考慮。それともう一つ時間的な柔軟性で、10年後ぐらいまでは見据えておいてほしいと思いますが、そうすると大分時代のニーズも変わってきますので、それに対応できるぐらいの、そこまで長期的スパンも入れた発想で民間施設というものを、付帯設備というものを、考慮出来ているかどうかというところ。

最初の連携を含めた総合性。それと二つ目が実現可能性と言いますか、実際にやれるかどうか。三つ目が空間的、時間的柔軟性を持ったプランになっているかどうかぐらいがポイントであると。これは評価の視点なので、ここにはあまり細かくは書けないと思うんですけども、評価の時にそのあたりのポイントが入ればなと思います。

会長 例えば委員から各者への共通質問として、そういうことを聞いていただくといいかもしれません。それと最初に言われたホール以外の連携ですけれども、あえてホール等というふうにしておいて、どこまで提案してくるかというのを見るというのはどうでしょう。ホールは当然言ってくると思うんですが。

委員 ヒントを入れるかどうか。

会長 病院とかラポールとか、あるいはそれ以外のものまで含めて提案してくるか、ホールの中だけで



完結してくるかによって。

委員 結果で評価するか、どちらでも結構ですが、回遊性の点から周辺施設というのは重要だと。

会長 これは事前に市の内部で検討された時に、成立し得る業種と、なにか難しいのがあると。それが道で分断されているのも大きい。ヒアリングもされているんですね。どんな施設を期待されているんですか。薬局などですか。

事務局 一番はカフェとかレストランとか飲食施設ですね。

事務局 整備計画では施設利用者のアメニティーにつながるような施設を基本に考えています。ただその中でもう少し幅を広げようということで、キッズというようなキーワードを入れているというのが、いまの整備計画です。ほかの機能と連携することについては、枚方市駅周辺再整備ビジョンのほうで言及しています。しかし我々頭の固い行政マンでは、なかなか「おーっ」というようなアイデアが出てこないところもあるので提案に期待したいと、そういうことです。

会長 採算性まで問われると、なかなか提案が難しいですね。

委員 設計者の側から業種を特定してくるというのは、なかなか難しい作業だと思うんですね。第一、設計者に問うているものが何なのかということになってくると思うので。ですから、ここのこの提案はすごく大事なことだと思うんで、委員がおっしゃっていることはそのとおりだと思うんですけども、整備者や運用者がここをどういうふうにランニングさせるかということに、すごく関わってくるので。

ただしその業種をあらかじめここに書き込むこともできないから、にぎわいの創出と回遊性の向上という二つのポイントが書かれていて、少し業種がファジーな状態であると。

一般的に劇場に附帯するのは飲食系とか土産物とか大体決まっているわけです。キッズ関連となってくると、これは本施設の中で考えるのか、この付帯施設の中で考えるのかということになってきますよね。だから、少し普遍性があるような、ただし設計のテーマとしては、ここのところににぎわいの創出と回遊性の確保みたいところで、こういうふうに付帯施設を置けば、本体とともに流れがいいよみたいな提案になるのかなと。でも業種をある程度特定しないと、その施設での置き場所も特定できなくなっていく。そのへんを全体で見ることになるんでしょうね。あまり特異な業種がここに入ってくるというのは、想像しにくいことにはなりますね。

会長 ホールの稼働率が高ければいいですけども、ホールが使われていない日に施設も閉じるとかいうのだったら、ちょっとしんどいですかね。ホールで演目があるなしに関係なくお客さんが来るような施設。外とのつながりなど関係してくると思います。

それもどこまで聞くかですね、具体的にどんな業種ですかというのは、提案者にちょっと酷ですかね、聞かないほうがいいんですか。

事務局 業種ですか。

会長 どんな業種をお考えですかということ。書いてくる場合もあるんです。透視図を描くので、イメージパースでどう見ても喫茶店だなというのがあるんですけど。喫茶店とか必ずあるんですね、飯屋もありますよね、レストランとか。

委員 飲食店はすぐわかりますよね。

委員 飲食店だと、厨房部分も含めて、水廻りとかも全部関連してくるから、あらかじめ想定しておかないと出てこないですよ。スーベニアショップと飲食店では面積的にも構造的にも全然変わってくるから。ある程度特定しないと多分施設のほうを受けないでしょうね、設計の。

委員 大体ホールというのは、環境面とか周辺の市民に対するサービスというのは、大体わかってきますよね、レストランがいいとか情報コーナーがいいとかなくなってきますけども。先ほど言われたように、

周りのことも考えて、なにかを持ってくる、新しい発想なんでしょうね。

提案されたらほんとにそこでうまくいけばいいんですけども。そういった提案をするというのが難しいですね。ここなら近くに、病院もあるし、看護師さんが何かできるし、福祉施設も、アウトリーチも関係してきますし、なにかいい提案が出てくればいいんですけどね。

委員 それをなんというか、プッシュするためにホールだけじゃなくて、周辺施設まで視野を広げてもらったほうが、発想も広がるかなと思ったんです。ホールだけだとどうしても発想が、飲食、レストランになりますよね、ほとんどそうなると思いますので。要はホールに来るお客さんということしか頭にない。

そうじゃなくて、周辺に来られている方も取り込むという新しい発想が出ればなと思うんです。図書館の分館みたいなものもありますよね、近くに。そこまで視野を広げてもらうというところがほしい。

会長 例は違いますけれども、千里に阪大の附属病院があるんですけども、その上にレストランがあるんです。ロイヤルホテルがやってるんです。近所の人たちが全然病院と関係なく、おいしいからとか、ちょっと普通は、病院の食堂は行きたくないんですけども、そこはちょっと別世界で。そういうふうな魅力付けというのでもいいかもしれません。

委員 設計プランにそれは入りますか、そういうのは。

会長 提案で来てくれるかどうかは別として。

委員 さっきの実現可能性の問題でチェックすればいいんですけど。そういう意味では集客力という意味では非常に大きいですね。

会長 そういう知恵袋をいっぱい持っているという、そのチェックでいいかなと。

委員 提案としては、どのような形でにぎわいの創出と回遊性の向上と書かれているから、業種はあまり特定しなくても、どういう場所にそこに置けば、全体の設計として、おもしろく施設が出来上がるなというところまで見れば、多分市のほうもその通りにやるわけではないでしょうし。ですから、そこらへんまで聞いておけば、その設計業者のクリエイティビティーを測ることができるかなと。

会長 実施設計に入った段階で、割と早い段階から市のほうで、出店業者さんへの打診をしないと、箱を作ってから、さあここ誰か来ませんかでもいいのかどうかということにもなってくるから。

みんな重たいテーマですね。それでは、課題は多少残っていますが、付帯民間施設の提案につきましてもこのテーマで進めていきたいと思います。

最後にその他の提案ですが、設計上、採用していくべき有益な提案なのか、市全体への効果が見込めるものを評価するのか、はたまた、意外性や将来性を評価するのかなど、提案の着眼点が提案内容により異なるため、比較検討ではなかなか評価できない分野になると思います。

また、何度も申しておりますように、プロポーザルでは人を選ぶという点から、ヒアリング時の対応や誠実性、評価テーマ以外にも、設計を進めるうえでの多角的な視点とそれを解決できるだけの能力をしっかりと見極めていく必要があると思います。よく見極めるとか、本当に言ってるのか、本心で言っているのか、その場のぎなのかというのは、法廷でも目を見たらわかるんですか。

副会長 多分、みなさん慣れておられる方しか出てこられないでしょうから、わかりません。

会長 ただ、想定外を質問した時に堂々と対応されるか、ちょっと慌てられるかというのはよくわかりますね。

副会長 多分反対尋問のことだと思うんですけども、整合性のないところを聞いたりとか。

会長 矛盾を引き出すというの。これはいま議論するよりも、どんなのが出てくるという楽しみのところでもありますし、先ほど議論したところとも関係してくる。意外なにぎわいの方法を提案してくるかもわかりませんし。それでは付帯民間施設とその他の提案につきましても、このテーマでいかせていただき

ます。

それでは定性評価の主な視点と評価のポイントはいまの内容で進めさせていただきます。

次に配点と価格提案について、事務局から説明します。

事務局 価格提案のところでございますが、下限額の点につきまして補足説明をさせていただきたいと思っております。下限額につきましては、あくまで評価点を算出するうえでの考え方としておりまして、契約時の予定価格、仮に下限額を下回った提案ということがされた場合、その応募者が最優秀提案者だった場合ですが、この提案額につきましては、それを契約予定額といたしまして、最優秀提案者の提案された提案価格を前提として契約を行っていきたくと考えております。

会長 いまのご説明ですけれども、配点価格提案については以上の説明で結構かと思っております。評価基準につきまして、このほか何かございますでしょうか。なければ審査会としては、この評価基準に基づき、最優秀提案者の選定を進めたいと思っております。

続きまして、案件2の募集要項の決定について説明をお願いします。

事務局から

資料2 募集要項(案)に基づき、説明。

会長 ただいま事務局から募集要項案について説明いただきましたが、募集要項につきましても、前回から見直した個所を中心に審議を進めたいと思っております。

候補者の名前が容易に特定できる可能性があるところは、事務局が消していく。多分ご判断に困る場合があるかと思うんですが、どういう基準ですか。図を使って出てきた時とか、参考例として出てきたとか、これはどう見ても兵庫県のどこだとわかるようなタイプか。

事務局 そのあたりは特に建築ご専門の先生方には、資料を見ただけで、経験上また知識上、お分かりになるところがあるかと思っておりますが、そこまで配慮していくのは困難な話だと受け止めておりまして、容易に判断できる部分、容易に推測できる部分という観点で消させていただいて、受動的にわかってしまうような部分については、仕方ない部分もございますので、できる限りわからないような形で、契約担当部署のほうで墨を入れていくということを考えております。

会長 副会長、容易に特定できるとかというのは、法律でもそういう扱いでよいでしょうか。

副会長 基本的に別に名前が特定できたから違法になるとかというのは、ないです。そこになにか公平性を疑わせるという趣旨であって、ほかで選定する委員会に出た時も、名前が出たままやっているような委員会もありますので。ただ、そこになにか鼻負したみたいに思われにくいようにというだけで。

会長 鼻負というか、ここなら大丈夫じゃないかという先入観が心配です。ある大きなコンペで、先入観から変な結果になった事例もありますので。会社名が出ているのは論外ですけれども、それ以外は確かに難しいので。いま言われましたように、名前が出ているとかいうこともあるんですか。

副会長 こういう大きい件ではないんですが、事業者名がずっと出たまま、選定したりする時もあります。

会長 それはコンペとかプロポーザルでは、普通はない。

副会長 こういう大きいことではなく、もう少し小さい市の事業です。それも別に匿名にしなければいけないという決まりは、市の条例ではわかりませんが、一般的にはありません。先入観になってくると判断が難しいところになります。特にヒアリングでしたら、その場でお答えいただくこともありますので。

会長 そこでばれてしまうんですけどね、人で知っていることがよくあるんで。

副会長 人でわかってしまうことは、なかなか防げないですね。ただ外形的に明らかにわかるというのは、避けられたほうがよいと思います。

会長 もし必要でしたら、迷われたときは副会長にご相談してください。

募集要項は主に手続きや契約に関する事項になります。審査会として審議する事項については前回確認を行いましたので、今回はヒアリングに関する内容について確認したいと思います。事務局より補足説明をお願いいたします。

事務局から

参考資料4 公募型プロポーザルヒアリング実施要領(案)に基づき、説明。

会長 ヒアリングの実施要領案についてご説明いただきましたが、この案について補足しておいたほうがよい点、あるいは確認しておきたい事項がございますでしょうか。特に公平性の担保という観点から、まずは副会長からお願いします。

副会長 拝見する範囲では、特に問題はないと考えております。

会長 ほかの委員の皆様どうでしょうか。

ウ(7)の禁止事項ですけれども、ア、イ、ウ以外に「エ その他の云々」というのは入れておかないでいいでしょうか。この3つだけで、ないと思いますが、通常、想定外のために、入れていることが多いように思います。枝葉のことですけれども。

事務局 そこは記載をさせていただくことにします。

委員 事務局の指示の中に入るといっているのではないんですか。

会長 事務局の指示にも従って。遅刻もせず。なかったら結構ですから。

委員 全部事務局が指示すれば大丈夫ですけどね。

委員 これ以外のことは、当日事務局が指示する。

会長 これは実は8番の注意事項にも関係するんです。これもア、イだけでいいのかどうか。

事務局 その他の事項ということで。

会長 注意事項、この3のその他はどれにかかるんですか。1と3。

事務局 不測事態的な意味合いで。

会長 あらゆるケースを想定しておいていただいたらいいかと。

委員 出席者が管理技術者及び各主任者4名になっていますけれども、説明するのは管理者になっていますけれども、観客に来られるのはかまわないんですか。公開ですので。

事務局 一般公開ということを予定しておりますので、来られることについて制限は考えておりません。

会長 今日は会社を休んで一市民として来ましたということも排除できないと思いますんで。

副会長 確認しようがないと思います。

委員 なにかそういう項目が入っている場合がよくありまして、関係者は出来るだけ参加しないようにして、一般市民だけ入ってください。

会長 それはくじ運にもよりますけれども、先に聞いて連絡するというふうなことがあり得るんで、それをどこまで排除するかということですね。順番によって公平性が崩れないかということなんですけれども。これは排除するのはきわめて困難でしょう。

事務局 ご遠慮くださいという程度の表現。

会長 全然効果はないんですけどもね。

委員 確かにいま言われましたように、なにか歯止めがいるような感じがします。

会長 たとえば堺市さんだと、どうされていたんですか。

事務局 非公開でヒアリングを実施されていますので、ちょっと事情が違います。

会長 守口とか泉南市の場合は、かけていなかった、かけようがないというところだったんですね。発表される方は入れないというのは書いてあるんでしょうか。説明者は入ってはいけないというのはいると思うんです。

事務局 発表者の方には当然ルールというのか、基本の禁止事項というような形で、例えば関係者と発覚した場合は失格というような制限をかけようと考えています。

会長 当日の発表者の名前を事前に聞いておかないと、当日ぱつと入れ替わるというの。

事務局 様式集の中で発表者を事前に指定するように求めておりますので、確認をさせていただきたいと思っております。

会長 そうすると先ほどの失格、禁止の中に、事前の人が入れ替わった場合とか。

事務局 発表者については事前に通知いただいた方で間違いはないかどうかというのは、本人確認するようにさせていただきたいと思います。

会長 守る側から見ても穴が見えないんでね。攻める側から見ないと。

スケジュールでは、一次審査後に通知することになっているかと思いますが、ヒアリングの時間、もう一度確認します。ヒアリングの時間はどうなっていましたでしょうか、50分。

事務局 ヒアリングの時間につきましては、ヒアリング実施要領案の2ページ目の(6)アに記載をさせていただいておりますように、所要時間は技術提案書に基づき、説明20分以内、質疑応答30分程度とさせていただきます。

会長 以内と程度に書き分けているということですね。

委員は、本日確認した事項について、よく読んでおいてください。事務局はヒアリングの運営に関する事項等についても一度整理していただき、次回の審査会までに各委員に確認してください。

それでは私から1点確認しておきたいことがございます。公告後の参加資格の確認と一次審査の進め方について、再度確認させていただきたいことがあります。

審査会では元請け実績等の参加資格の要件を枚方市の競争入札の基準に準じて募集要項にまとめておられます。募集要項では参加資格を有しない応募者については、失格となる。したがって審査の対象としないこととしておられると思います。

この参加資格の確認方法について、事前に市で確認を行っていただき、参加資格を有しない応募者に対しては市より失格の理由を付して通知し、参加資格を有する応募者だけを審査したいと思えます。

一次審査では、参加資格を有する応募者の実績や有資格等の定量的な審査項目をまず市でご確認いただくことになっているかと思えます。そのままとっていただいたものを定性項目と合わせて、審査会で審査すると。前から申し上げていると思えますが、これによろしいでしょうか。確認させていただきます。

参加資格があるかどうかは事務局にお任せするという事です。これにつきまして何かございませんでしょうか。

委員 特にありません。

会長 募集要項につきましてほかに何かございませんでしょうか。最初のほうに戻っていただいて、もしお気づきのところがあれば、これがおそらく最後のチャンスですがよろしいでしょうか。多少ペンディングがありますが、大筋、審査会としましては、この募集要項案を元に仕様書を作成していただいて、応募者を募る。最優秀提案者の選定まで手続きを進めていきたいと思えます。

それでは、本日の評価基準案、募集要項案、様式集について各委員からご意見をいただきました。大変貴重な審議ができたかと思えます。

評価基準と募集要項、様式集については本日の審議をもって、審査会の意見がまとまったということで、市から諮問されておりました募集要項案の作成につきましては、答申として市にお返ししたいと思います。よろしいでしょうか。

もしこの後質問等がございましたら、個別に事務局に問い合わせていただければいいかと思えます。では募集要項等の作成につきましては、本日の審査内容を踏まえた形で、私のほうから答申させていただきます。事務局のほうから何かありますか。

事務局 本日の資料でございますが、ご不明な点などがありましたら、恐れ入りますが、11月14日（金）までに、電話もしくはメールなどで、事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

なお本日の審議の中で、技術提案の評価の部分で、コストの低減、環境の項目でございますけれども、修正案につきましては、今後事務局のほうで精査をさせていただきます。各委員のみなさまにつきましては、メールで確認をさせていただいた上で、最終案につきましては、会長のほうに一任いただけたらと思うんですが、それでいかがでしょうか。

会長 みなさまのご意見を十分踏まえて判断させていただきます。

事務局 本日の会議録につきましては、事務局で案を作成して各委員にご確認いただきたいと思えます。よろしくようお願いいたします。

また、以前にメールでご案内していたかと思えますが、次回の審査会は、一次審査をお願いすることとなります。12月24日 午前9時30分から3時間程度の予定ですので、よろしくお願い致します。連絡事項は以上でございます。

会長 12月24日 9時半から12時半の予定ということで、大変ですけど面白い。事務局が大変だと思いますけれども、よろしくお願い致します。

それでは今日はほぼ定刻ですが、第3回審査会を終了したいと思います。お疲れさまでした。